

建物の外観を変更する場合の届出について

祇園町南側地区協議会は平成11年度総会（5月26日）において、京都市歴史的景観保全修景地区制度を補強する目的をもって『祇園町南側地区景観協定』を締結しました。当協定は、建築物、工作物の整備に関する事項（第6条）、屋外広告物に関する事項（第7条）、自動販売機等に関する事項（第8条）及び道路に面する空地に関する事項（第9条）を定めています。

また、第6条から第9条に規定する整備内容が保持されるよう建築物等の維持管理に関する事項（第10条）を定めています。第10条は建築物等の外観を町並み景観に調和させる努力とともに建築物内部の工事によって著しく耐震性が減じられることを避けようとするものです。

第6条から第9条に係る工事を実施しようとする場合は、景観協定に従って工事着手の30日前までに、添付図書を各3部作成し、工事する場所の町内会長を通じて、祇園町南側地区景観協定運営委員会に提出し、同委員会と協議しなければなりません。

(1) 建築物、工作物の整備に係る協議書（第6条協議）に添付していただく図書（各3部）

ア) 現状の建築物についての説明図書

- ① 外観のカラー写真
- ② 各階間取り図（平面図） 縮尺 1/100
- ③ 道路から見える側の立面図 縮尺 1/100
- ④ 整備工事において、柱・はり・けた・壁（たれ壁・こし壁等を含む）を除却する場合は当該箇所の軸組図 縮尺 1/100

イ) 工事の説明図書

- ① 各階間取り図（平面図） 縮尺 1/100
- ② 立面図（原則4面） 縮尺 1/100

道路から見える側の立面図（角地は2面）は、次の要領に従ってください。

- 着色されていること
- 隣家の1, 2階の通りひさし及び棟の高さが記入されていること
- 犬矢来・駒寄せ・格子戸・格子窓・出格子窓・下地窓などが変更される場合は、縮尺を1/50とすること
- ③ 柱・はり・けた・壁（たれ壁・こし壁等を含む）等を除却する場合は、耐震性の回復又は耐震性を向上させるための工事についての説明文及び工事箇所の軸組図等 縮尺 1/100

ウ) 外装仕上げ材料の材料見本または色見本（1組で結構です）

注) 第7条から第9条に係る協議書に添付する図書については、[景観を守り発展させる諸制度集一第2版]（平成18年8月発行・配布）を参照していただくか、または町内会長におたずね下さい。

(2) 看板等（屋外広告物）の掲出の場合

- ① 正面および側面の姿図
看板の形状、大きさ（縦・横・厚さの寸法）、材料、色彩、掲出図案とその色彩が明記されたもの
- ② 建築物等の立面図に看板等を書き加えたもの
- ③ 照明の有無とその種類・発光色
なお、当協議会では、原則として庇上の置き看板を認めていません。また、照明についても場所、種類、発光色によっては認められないものがあります。

(3) 自動販売機設置の場合

① 正面および側面の姿図

自動販売機の形状、大きさ（縦・横・厚さの寸法）、材料、色彩、広告の有無（当協議会は、広告入りの自動販売機の新設を認めていません。）が明記されたもの。

② 建築物の立面図に自動販売機を書き加えたもの

③ 照明の色彩については認められないものがあります。

なお、当協議会では、原則として自動販売機の設置を認めていません。

(4) 建築物、工作物の外観の除去の場合

当該建築物・工作物除去後の建築物正面の立面図（建築物の外観変更届けの際と同様種類の図面）を添付してください。

（註）家屋の外観の修理等に関し、京都市の補助金を希望される方は、「希望調査票」の提出時には、略図的な図書であっても、速やかに上記の図書を作成し、当委員会に届け出て下さい。